

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センターにおける
「遺体搬送業務等」の公募の公示

平成27年8月1日からの遺体搬送業務等の運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり遺体搬送業務等の応募申請書及び企画書等を提出願います。

平成27年6月16日

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
院長 石原 弘

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センターにおける遺体搬送業務等

(2) 運営内容

運営者は、院長が指定する独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センターにおける遺体搬送業務等に関する運用基準に則り、遺体搬送業務等の運営全般を実施する。

(3) 運営許可期間

平成27年8月1日～平成30年7月31日（3年間）

2. 参加資格及び審査基準

(1) 遺体搬送業務等申請書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人 国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規定及び独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センターにおける遺体搬送業務等に関する運用基準によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①法人等を設立して5年以上経過しており、遺体搬送業務等について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ②法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③不正及び不誠実な行為がなく、当院との良好な信頼関係のもとに運営業務が行えること。

(2) 遺体搬送業務等申請書及び企画書等の審査基準

①遺体搬送業務等申請書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③遺体搬送業務等の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

運営内容の適格性、創造性、現実性

3. 手続等

(1) 担当部署

〒370-0829 群馬県高崎市高松町36

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター 事務部 庶務係長

電話027-322-5255 (直通)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成27年6月16日(火)から同年6月30日(火)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)

第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 企画書等及び応募申請書等の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成27年7月7日(火) 15時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている応募申請書等は、無効

(2) 契約書作成の要否 …… 否(*別途、当院から「許可書」を交付予定)

(3) 遺体搬送業務等申請書のヒアリング …… 必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3.(1)」に同じ

(5) 詳細は説明書による